

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設 の施設区分の基本方針</p>	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>目 次</p> <p>1. 概要</p> <p>2. 設計基準対象施設の重要度分類</p> <p>2. 1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>2. 2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2. 2. 1 区分の概要</p> <p>2. 2. 2 各区分の定義</p> <p>2. 2. 3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点</p> <p>4. 重大事故等対処施設の施設区分</p> <p>4. 1 耐震設計上の設備の分類</p> <p>4. 2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4. 2. 1 区分の概要</p> <p>4. 2. 2 各区分の定義</p> <p>4. 2. 3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点</p>	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、添付書類「VI-2-1-1 耐震設計の基本方針」のうち「3. 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分」に基づき、設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針について説明するものである。</p> <p>2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類</p> <p>2.1 耐震設計上の重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 b. 使用済燃料を貯蔵するための施設 c. 原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 d. 原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 e. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 f. 原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 g. 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 h. 津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）及び浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」と 	<p>記載方針の相違（本差異は以降省略）</p> <p>表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>いう。)</p> <p>i. 敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）</p> <p>(2) B クラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 b. 放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分に小さいものは除く。） c. 放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 d. 使用済燃料を冷却するための施設 e. 放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設 <p>(3) C クラスの施設</p> <p>S クラスに属する施設及びB クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 発電用原子炉施設の区分</p> <p>2.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に直接的に関連するもののほか、補助的な役割を持つもの、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれて初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを主要設備、補助設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

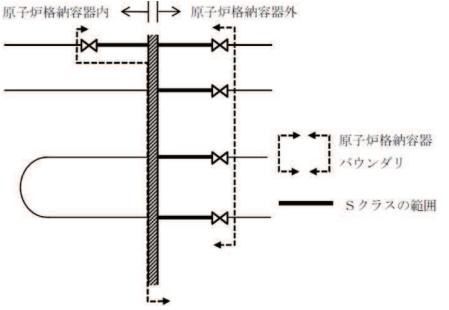
先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備は次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物、土木構造物）をいう。 (5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。 <p>ここで上位クラス施設とは、耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置されている重大事故等対処施設をいい、下位クラス施設とは、上位クラスの施設以外の発電所内にある施設（資機材等を含む。）をいう。</p> <p>2.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>同一系統設備に属する主要設備、補助設備及び直接支持構造物については同一の耐震重要度とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障ないことを確認するものとする。</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類表を表2-1に、設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類を表2-2に示す。同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	<p>表現の相違（対象の明確化）</p> <p>表現の相違（定義の明記）</p> <p>表現の相違</p> <p>表現の相違</p>
		<p>本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。</p>	- 5 -

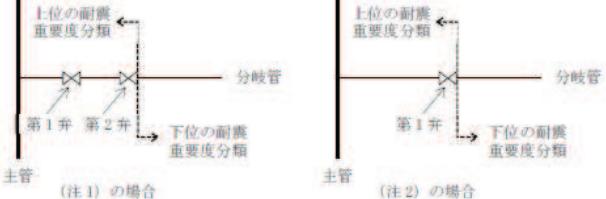
赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度分類の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p> <p>(2) 原子炉格納容器バウンダリは、バウンダリを構成する弁までをSクラスとする（図3-1参照）。</p>  <p>図3-1 原子炉格納容器バウンダリとSクラスの範囲</p> <p>(3) 配管系中で耐震重要度分類が異なる場合の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位の耐震重要度分類から見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図3-2に示すように上位の耐震重要度分類に属するものとする。</p>	

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>図3-2 配管系中の取合点</p> <p>4. 重大事故等対処施設の施設区分 表現の相違</p> <p>4.1 耐震設計上の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、耐震設計上の区分を設備が有する重大事故等時に対処するために必要な機能を踏まえて、以下のとおりに分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基準地震動 S s による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないように設計するもの <ul style="list-style-type: none"> a. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの b. 常設重大事故緩和設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの c. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの d. 常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) 設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの 	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 (2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(2) 静的地震力に対して十分に耐えるよう設計するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラス又はCクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>b. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの</p> <p>(3) 弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して十分に耐えるよう設計するもの</p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</p> <p>常設重大事故防止設備であって、耐震重要度分類がBクラスに属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもののうち、共振のおそれのあるもの</p> <p>b. 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスのもの)</p> <p>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもので当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスのもののうち、共振のおそれのあるもの</p> <p>4.2 重大事故等対処施設の区分</p> <p>4.2.1 区分の概要</p> <p>当該施設に課せられる機能は、その機能に関連するものほか、支持構造物等の間接的な施設を含めた健全性が保たれ</p>	記載箇所の相違
			記載箇所の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>て初めて維持し得るものであることを考慮し、これらを設備、直接支持構造物、間接支持構造物及び波及的影響を考慮すべき施設に区分する。</p> <p>4.2.2 各区分の定義</p> <p>各区分の設備とは次のものをいう。</p> <p>(1) 設備とは、重大事故等時に対処するために必要な機能を有する設備で、重大事故等時に当該機能に直接的に関連する設備及び間接的に関連する設備をいう。</p> <p>(2) 直接支持構造物とは、設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物、土木構造物、車両）をいう。</p> <p>(4) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設の破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。波及的影響を考慮すべき施設の検討については、添付書類「VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針」に示す。</p> <p>4.2.3 間接支持機能及び波及的影響</p> <p>設備の直接支持構造物については設備と同一の設備分類とするが、間接支持構造物の支持機能及び設備相互間の影響については、それぞれ関連する設備の耐震設計に適用される地震動に対して安全上支障のないことを確認するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設を表4-1に、重大事故等対処施設の申請設備の設備分類を表4-2に示す。同表には、当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動（以下「検討用地震動」という。）を併記する。</p>	表現の相違（対象の明確化）

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>5. 重大事故等対処施設の施設区分の取合点</p> <p>重大事故等対処施設の施設区分の取合点は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 機器とそれに接続する配管系との、上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原則として、機器から見て第1弁とする。取合点となる第1弁は、上位クラス施設に属するものとする。</p> <p>(2) 配管系中の上位クラス施設と下位クラス施設の取合点は、原子炉冷却材圧力バウンダリ周りで第2隔離弁までがバウンダリの場合は第2弁^(注1)、その他は上位クラスから見て第1弁^(注2)とする。取合点となる弁は、図5-1に示すように上位クラス施設に属するものとする。</p>  <p>図5-1 配管系中の取合点</p> <p>表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類 表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類別施設 表4-2 重大事故等対処施設の申請設備の設備分類</p> <p>表現の相違</p>	

本資料のうち枠組みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021 年 8 月 20 日
02-工-B-19-0007 改 2

耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色枠：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 (2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																																																																														
		<p>表2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (4/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能分類</th> <th colspan="2">主要構造物^a</th> <th colspan="2">補助構造物^a</th> <th colspan="2">直接支持構造物^a</th> <th colspan="2">間接支持構造物^a</th> </tr> <tr> <th>通用適用</th> <th>耐震クラス</th> <th>通用適用</th> <th>耐震クラス</th> <th>通用適用</th> <th>耐震クラス</th> <th>通用適用</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td>(1)原子炉冷却材圧力 パッケージに直接接続されていて、一次冷却水系を内蔵しているか又は内蔵して得る施設</td> <td>B^b</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_d S_d</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋(主燃氣第二隔離弁から主燃氣止弁までの配管・弁を支撑する部分)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・主要な安全弁 排気管</td> <td>B^b</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_s</td> <td>・機器・配管等の支持 機械物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_n S_n</td> <td>・機器・配管等の支持 機械物</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2)液体供給装置を内蔵している施設、ただしCクラスに該するもの又はよくに漏するもの</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_n S_n ②</td> <td>・機器・配管等の支持 機械物 ・タービン建屋 ・モード切替装置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・主要な安全弁 排気管</td> <td>B^b</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_s</td> <td>・原子炉建屋</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系</td> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>S_n S_n</td> <td>・タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能分類	主要構造物 ^a		補助構造物 ^a		直接支持構造物 ^a		間接支持構造物 ^a		通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス	Bクラス	(1)原子炉冷却材圧力 パッケージに直接接続されていて、一次冷却水系を内蔵しているか又は内蔵して得る施設	B ^b	—	—	—	—	—	S _d S _d	・原子炉建屋 ・タービン建屋(主燃氣第二隔離弁から主燃氣止弁までの配管・弁を支撑する部分)		・主要な安全弁 排気管	B ^b	—	—	—	—	—	S _s	・機器・配管等の支持 機械物		・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系	B	—	—	—	—	—	S _n S _n	・機器・配管等の支持 機械物		(2)液体供給装置を内蔵している施設、ただしCクラスに該するもの又はよくに漏するもの	B	—	—	—	—	—	S _n S _n ②	・機器・配管等の支持 機械物 ・タービン建屋 ・モード切替装置		・主要な安全弁 排気管	B ^b	—	—	—	—	—	S _s	・原子炉建屋		・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系	B	—	—	—	—	—	S _n S _n	・タービン建屋	<p>《差異の凡例》</p> <p>①設置（変更）許可における設計方針の差異</p> <p>②プラント固有（間接支持構造物）：設備を設置している構造物の差異</p> <p>③プラント固有：系統・設備構成の差異</p> <p>④表現上：表現上の差異</p>
耐震重要度分類	機能分類	主要構造物 ^a			補助構造物 ^a		直接支持構造物 ^a		間接支持構造物 ^a																																																																								
		通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス	通用適用	耐震クラス																																																																								
Bクラス	(1)原子炉冷却材圧力 パッケージに直接接続されていて、一次冷却水系を内蔵しているか又は内蔵して得る施設	B ^b	—	—	—	—	—	S _d S _d	・原子炉建屋 ・タービン建屋(主燃氣第二隔離弁から主燃氣止弁までの配管・弁を支撑する部分)																																																																								
	・主要な安全弁 排気管	B ^b	—	—	—	—	—	S _s	・機器・配管等の支持 機械物																																																																								
	・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系	B	—	—	—	—	—	S _n S _n	・機器・配管等の支持 機械物																																																																								
	(2)液体供給装置を内蔵している施設、ただしCクラスに該するもの又はよくに漏するもの	B	—	—	—	—	—	S _n S _n ②	・機器・配管等の支持 機械物 ・タービン建屋 ・モード切替装置																																																																								
	・主要な安全弁 排気管	B ^b	—	—	—	—	—	S _s	・原子炉建屋																																																																								
	・主燃氣及び冷凝水系 ・原子炉冷却精制系 ・原子炉冷却精制系	B	—	—	—	—	—	S _n S _n	・タービン建屋																																																																								

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
02-工-B-19-0007 改2

耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所

2021 年 8 月 20 日
02-工-B-19-0007 改 2

耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所

2021年8月20日
 02-工-B-19-0007 改2

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機（2020/9/25版）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>注記</p> <p>*1: 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3: 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受けける支持構造物をいう。</p> <p>*4: 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物、土木構造物）をいう。④</p> <p>*5: 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によって上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>*6: S_s : 基準地震動S_sにより定まる地震力 S_d : 弹性設計用地震動S_dにより定まる地震力 S_B : Bクラス施設に適用される地震力 S_C : Cクラス施設に適用される静的地震力</p> <p>*7: ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。④</p> <p>*8: 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。④</p> <p>*9: Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S_dに対し破損しないことを確認する。④</p> <p>*10: 主蒸気逃がし安全弁排気管については、基準地震動S_sに対して破損しないことを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。①</p> <p>*11: Cクラスではあるが、基準地震動S_sに対し機能維持することを確認する。①</p>	<p>※差異の凡例</p> <p>①設置（変更）許可における設計方針の差異 (主蒸気逃がし安全弁排気管は、女川2号機ではBクラスとして分類したうえで、S_sに対して破損しないことを確認する設計としているため) (地下水位の設定において、女川2号機では地下水位低下設備（Cクラス）をS_s機能維持設計とするため)</p> <p>②プラント固有（間接支持構造物）：設備を設置している構造物の差異</p> <p>③プラント固有：系統・設備構成の差異</p> <p>④表現上：表現上の差異</p>